

《標準時間》

令和6年度 保育所等保育料表 <保育標準時間> 【令和6年4月1日時点】

[月額単位:円]

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育所種別	公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設	
階層	定義		3歳未満児		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者		0	0	
B	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 ・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	
C1		市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
C2			C1階層以外	13,300(6,600)	11,100(5,500)
D1		所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D2			D1階層以外	15,400(7,700)	12,900(6,400)
D3		48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D4			D3階層以外	18,600(9,300)	15,500(7,700)
D5		57,700円以上 77,101円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D6			D5階層以外	22,700(11,300)	19,000(9,500)
D7		77,101円以上 84,400円未満		22,700(11,300)	19,000(9,500)
D8		84,400円以上 97,000円未満		29,600(14,800)	24,700(12,300)
D9		97,000円以上 122,500円未満		34,200(17,100)	28,500(14,200)
D10		122,500円以上 147,300円未満		39,500(19,700)	33,000(16,500)
D11		147,300円以上 169,000円未満		44,400(22,200)	37,000(18,500)
D12		169,000円以上 223,600円未満		53,400(26,700)	44,500(22,200)
D13		223,600円以上 301,000円未満		56,700(28,300)	47,300(23,600)
D14	301,000円以上 332,200円未満		59,700(29,800)	49,800(24,900)	
D15	332,200円以上 397,000円未満		63,600(31,800)	53,000(26,500)	
D16	397,000円以上		76,300(38,100)	63,600(31,800)	

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等(家計の主宰者に限る)の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合には保育料の変更を行うことがありますので承知ください。
また、保育料の変更となる原因(世帯構成や税額の変更等)が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます(C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象)。
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は()内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。

ただし、

【C1階層からD5階層に該当する世帯】

< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は()内の金額になります。

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

備考6 階層Aには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯が含まれます。

《短時間》

令和6年度 保育所等保育料表 <保育短時間> 【令和6年4月1日時点】

[月額単位:円]

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育所種別	公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設
階層	定 義		3歳未満児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C1	市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
C2		C1階層以外	13,100(6,500)	11,000(5,500)
D1	所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D2		D1階層以外	15,200(7,600)	12,700(6,300)
D3	48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D4		D3階層以外	18,300(9,100)	15,300(7,600)
D5	57,700円以上 77,101円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D6		D5階層以外	22,400(11,200)	18,700(9,300)
D7	77,101円以上 84,400円未満		22,400(11,200)	18,700(9,300)
D8	84,400円以上 97,000円未満		29,100(14,500)	24,300(12,100)
D9	97,000円以上 122,500円未満		33,700(16,800)	28,100(14,000)
D10	122,500円以上 147,300円未満		38,900(19,400)	32,500(16,200)
D11	147,300円以上 169,000円未満		43,700(21,800)	36,400(18,200)
D12	169,000円以上 223,600円未満		52,500(26,200)	43,800(21,900)
D13	223,600円以上 301,000円未満		55,800(27,900)	46,500(23,200)
D14	301,000円以上 332,200円未満		58,700(29,300)	49,000(24,500)
D15	332,200円以上 397,000円未満		62,600(31,300)	52,100(26,000)
D16	397,000円以上		75,100(37,500)	62,600(31,300)

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等(家計の主宰者に限る)の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合には保育料の変更を行うことがありますのでご承知ください。
また、保育料の変更となる原因(世帯構成や税額の変更等)が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます(C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象)。
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は()内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。

ただし、

【C1階層からD5階層に該当する世帯】

< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は()内の金額になります。

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

備考6 階層Aには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯が含まれます。